

## 再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんぼんにごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしや  
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当部分	当社再意見
<p>・設備競争とサービス競争の両方の促進の重要性 (中略)</p> <p>NTT東西殿と、リスクを取ってインフラ投資を行っている地域アクセス系事業者やCATV事業者等の設備事業者と、さらには後発的に設備を借りる接続事業者の三者が、公平な競争環境において事業活動できるよう、制度を整えていただきたいということにあります。</p> <p>【ケイ・オプティコム】P.1</p>	<p>左記意見にもあるとおり、ブロードバンド市場においては、各地域の電力系事業者やCATV事業者などが自前設備を用いて自由に創意工夫し、全国で多様なサービスを展開しています。</p> <p>このような状況にあることを踏まえれば、「光の道」構想実現に向けては、これまで総務省が進めてきた設備競争を更に促進させることが重要であると考えます。</p> <p>そのため、光ファイバの接続料については、市場の実態を踏まえたコストと需要の予測値に基づいて算定し、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことのないようにすべきです。</p> <p>また、サービス競争を促進する観点では、機能分離の導入・徹底によってNTT東・西と競争事業者との同等性を更に向上・改善していくことが必要です。</p> <p>具体的には、前回の弊社意見のとおり、次の点を確実に実施すべきと考えます。</p>
<p>当社が自ら構築してきた加入者向けアクセス回線網は「光の道」構想の実現において不可欠なネットワークであると認識しており、そうした認識の下、設備競争とサービス競争のバランス、特に健全な設備ベースでの競争を阻害することの無いよう十分配慮いただくことを念頭に、加入光ファイバ接続料認可申請についての当社の見解を申し上げさせていただきます。</p> <p>(中略)</p> <p>更に、『「光の道」構想実現に向けて一取りまとめ』（平成22年12月14日）において、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、設備競争への影響等に十分に留意することが適当」と明記されていることを踏まえ、加入者向けアクセス回線網を自ら構築してきた我々設備事業者としては、この点を十分に配慮した議論を要望いたします。</p> <p>【ジュピターテレコム】P.1</p>	<p>①設備構築情報の扱いの同等性の担保 網改造計画や光ファイバのエリア展開情報（配線ブロックの新設・変更）がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同時期に、同内容で正確かつ迅速に公開・共有されること。そのため設備部門と利用部門の間でしっかりファイアウォールを設け厳格運用を徹底すること。</p> <p>②設備・システムの同等な運用の担保 開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底すること。</p> <p>③接続・顧客情報の適切な取扱いの担保 NTT東・西利用部門や地域営業子会社への不適切な情報の流用やグループ一体営業の防止措置を徹底すること。</p> <p>④機能分離の実効性の監視 上記の3点について同等性の検証に必要な情報の報告をNTT東・西に対し義務付け、同等性確保状況を接続事業者も参画してチェックできる仕組みを導入し、機能分離の実効性を監視すること。</p> <p>⑤公正競争が可能な配線ブロックの適正性確保 公正競争が有効に機能するためには1ブロックあたりのカバー世帯数の規模が重要であることから、競争排除的な少ない世帯数とならないよう徹底すること。</p>

該当部分	当社再意見
<p>分岐回線単位の接続料を設定するには、大きく分けて①OSU を専用する案と②OSU を共用する案がいままでに提案されていますが、(中略) ②案では、OSU を共用する事業者間においてサービスが画一的なものとなり、多種多様な品質の提供や、新サービス開発が大きく阻害される要因となります。中長期的にみれば、日本の通信技術の発展のスピードも遅くなり、ガラパゴス化につながりかねません。また、利用者側にとっても、光アクセス網サービスの選択肢が限定されることにより、ICT 利活用の向上が阻害されることになりかねません。</p> <p><b>【北陸通信ネットワーク】P.1</b></p>	<p>OSU共用することについては、すべての事業者が同じルールで同じスペックのサービスを提供することが前提となるため、北陸通信ネットワークやSTNetの意見にもあるとおり、技術革新に対して新たなサービス開発へのインセンティブが働かなくなるという問題があります。</p> <p>当社では、自社専用のOSUを設置することにより「ギガ得プラン」というNTT東・西の光サービスよりも高速で安いサービスを提供し、新たなお客様を獲得してブロードバンド市場の拡大に貢献してきましたが、OSU共用ではこのようなサービスの差別化は実現できなくなります。</p> <p>したがって、すべての事業者にOSU共用を強制した場合には、かえって競争を後退させることになると思います。</p>
<p>新しいサービスは設備と一体となって開発されるものですが、一分岐貸しにより複数の事業者が設備を共有してサービス提供することになると、接続事業者においてはサービスが画一化するとともに、NTT東西殿を含めて新たな技術開発・サービス開発へのインセンティブが働かなくなることから、技術開発の停滞を招くこととなります。結果的に将来のブロードバンドサービスの発展を阻害することにつながります。</p> <p><b>【STNet】P.1</b></p>	<p>また、OSU専用による分岐回線単位の接続料については、これまでの審議会においても、1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用の懸念が指摘されています。</p> <p>一方、当社の「ギガ得」では、設備の利用効率を高めてユーザあたりのコストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用で競争が可能となってきています。</p>
<p>分岐回線単位での接続料設定は、借りるだけの接続事業者だけが得をする制度であり、それが導入された際には公平な競争環境は大きく阻害されます。</p> <p>このような制度が導入されれば、今後は自らリスクを取って設備投資を行うインセンティブがどの事業者にも働かず、結果的に技術進歩が停滞することになります。</p> <p><b>【ケイ・オプティコム】P.4</b></p>	<p>このように、分岐回線単位の接続料には種々の課題があり、ケイ・オプティコムや九州通信ネットワークの意見にもあるとおり、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことから、安易に導入すべきでないと考えます。</p>
<p>分岐単位の接続料を設定し光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備構築にあたり投資リスクを負いながら光ケーブルなどのアクセス設備の構築を進めてきたNTT 東西や電力系事業者に対し、接続事業者だけがリスクを負うことなく安価な料金で必要最小限の回線を都度借用できるようにするものであり、公平性を欠くものと考えます。</p> <p><b>【九州通信ネットワーク】P.1</b></p>	

該当部分	当社再意見
<p>2. 乖離額調整制度について</p> <p>将来原価方式における乖離額調整の制度化については、申請概要では、「予測との乖離が不可避であり、将来原価方式にも乖離額を調整するような仕組みが必要である」とありますが、以下の構造的問題があるため、慎重に判断されるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者である NTT 東西殿の経営状況、需要の予測値に基づき算定されていること</li> <li>NTT 東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないこと</li> </ul> <p>本申請内容では、実績と予測が乖離した場合のリスクを接続事業者が常態的に負担することになり、NTT 東西殿のコスト削減インセンティブが将来にわたって有効に機能しない蓋然性が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続事業者のサービスコストに対してドミナントである NTT 東西殿の価格コントロールが働く環境になりやすいこと</li> <li>接続事業者の予見性が働かないこと</li> </ul> <p>申請概要に、「予測の精度によっては、多額の乖離額が生じ、事後的な追加負担が発生した場合、接続事業者にとっては経営上の不安定要因となり、予見可能性を損なうおそれがある。」とされているとおり、乖離額発生 of 具体的な要因が明確にされない状況であっても、接続事業者の負担となることは、公正競争確保の観点からも適当ではない。</p> <p>【イー・アクセス、イー・モバイル】P.2</p>	<p>将来原価方式については、申請者であるNTT東・西が自らの経営情報や経営判断に基づき接続料算定するものであり、実績との乖離が発生した場合は、申請者が自ら責任を負うべきものという考え方に立っていると理解しています。</p> <p>また、今回の接続料水準は需要予測値の大半を占めるNTT東・西の利用動向に左右される構造となっているため、乖離額調整の仕組みを導入した場合には、NTT東・西の純増回線数が予測を下回ると接続料水準が上昇する可能性が高くなり、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠くことになりかねません。</p> <p>これらの問題があることを踏まえれば、今回申請された接続料については、左記意見にもあるとおり、乖離額調整は行わずに水準を固定すべきと考えます。</p>

以上